

「県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について」【新旧対照表】

新			旧		
<p>「県土整備局建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第4編1の規定に基づき、「県土整備局建築工事積算要綱」（以下、「積算要綱」という。）第4条から第9条に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。</p>			<p>「県土整備局建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第4編1の規定に基づき、「県土整備局建築工事積算要綱」（以下、「積算要綱」という。）第4条から第9条に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。</p>		
	「積算要綱」第4条から第9条に定める基準等	適用年版		「積算要綱」第4条から第9条に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年12月版	1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版	2	公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版
3	公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版	3	公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版
4	公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版	4	公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年度版
5	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和8年版	5	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
6	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和8年版	6	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版

新			旧		
7	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年版	7	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年版
8	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版	8	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
9	公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年12月版	9	公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年版
10	公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和8年版	10	公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年版
11	公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年12月版	11	公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
12	公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和8年3月版	12	公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
	「積算要領」第1編1 に定める基準等	適用年版		「積算要領」第1編1 に定める基準等	適用年版
13	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和8年版	13	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年版
	営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	令和8年版		営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	令和7年版
	公共建築工事積算研究会参考歩掛り	令和8年版		公共建築工事積算研究会参考歩掛り	令和7年版
	営繕積算システム等開発利用協議会参考資料	令和8年版		営繕積算システム等開発利用協議会参考資料	令和7年版

新			旧		
	その他	適用年版		その他	適用年版
14	建設機械等損料表	令和8年度版	14	建設機械等損料表	令和7年版
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年12月13日から施行する。 2 平成29年2月1日から施行する。 3 平成29年4月1日から施行する。 4 平成29年7月1日から施行する。 5 平成30年7月1日から施行する。 6 令和元年7月1日から施行する。 7 令和2年7月1日から施行する。 8 令和3年7月1日から施行する。 9 令和4年7月1日から施行する。 10 令和5年7月1日から施行する。 11 令和6年7月1日から施行する。 12 令和7年7月1日から施行する。 13 令和8年7月1日から施行する。 			<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年12月13日から施行する。 2 平成29年2月1日から施行する。 3 平成29年4月1日から施行する。 4 平成29年7月1日から施行する。 5 平成30年7月1日から施行する。 6 令和元年7月1日から施行する。 7 令和2年7月1日から施行する。 8 令和3年7月1日から施行する。 9 令和4年7月1日から施行する。 10 令和5年7月1日から施行する。 11 令和6年7月1日から施行する。 12 令和7年7月1日から施行する。 		